

(法第10条第1項関係様式例)

平成27年度事業計画書

法人成立の日から平成28年8月31日まで

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

1 事業実施の方針

任意団体として行ってきた事業を継続的に実施すると同時に、早期に適格消費者団体の認定申請をすることをめざし、実際に、事業者の不当約款・不当勧誘等を是正するための申入れ活動などを行いながら、消費者契約法上の差止請求関係業務実施のための体制整備に努める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名(定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
消費者被害の防止・救済のための調査・研究	・消費者トラブルや悪徳商法の実態に関する研修会を実施する。	(A) 年5回 (約2か月に一度) (B) 長崎市内の会議室等 (C) 5名	(D) 消費者行政関係者、消費者団体関係者、法律専門職 (E) 50名程度	150
消費者に対する啓発・支援	・消費者被害防止や消費者教育の充実などを目的としたシンポジウムを開催する。	(A) 年1回 (時期未定) (B) 長崎市内の大会議場 (C) 10名	(D) 消費者問題に関心のある市民 (E) 50名程度	90

<p>消費者政策に関する提言</p>	<p>消費者行政の運用や関係法令の改正等に対して意見を表明する。</p>	<p>(A) 年1～2回 必要に応じて (B) 長崎市内の 会議室又は会 員事務所 (C) 20名</p>	<p>(D) 市民全般 (E) 不特定多数</p>	<p>30</p>
<p>事業者の不当約款・不当勧誘・不当表示等を是正する活動 その他消費者契約法上の差止請求 関係業務</p>	<p>会員や各種法律専門職が実施する相談会等から得られた情報により、不当約款等の使用が疑われる事業者に対して、調査・是正申し入れを行う。</p>	<p>(A) 年2～3件 (B) 長崎市内の 会議室又は会 員事務所 (C) 20名</p>	<p>(D) 対象事業者の顧客になり得る市民 (E) 不特定多数</p>	<p>30</p>